

○八幡平市親元就農支援金交付要綱

令和6年3月29日告示第50号

八幡平市親元就農支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の担い手の確保及び就農による定住の促進を図るため、3親等以内の親族（以下「親等」という。）から農業の経営を継承し、新たに就農した者に対し、予算の範囲内で八幡平市親元就農支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営農 主として農業により生計を営むことを目的に年間150日以上かつ1,200時間以上農作業に従事することをいう。
- (2) 親元就農 親等から農業の経営を継承し、営農することをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度以前3年度以内に親元就農した者で、親元就農した時点において年齢が55歳以下のもの
- (2) 親元就農した日から3年後の所得目標が250万円以上であり、目標の達成が可能であると見込まれること。
- (3) 生産した農産物の出荷及び生産資材等の取引を自らの名義で行っている者
- (4) 農産物等の売上及び経費の支出等の経営に係る収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している者
- (5) 本人及び農業の経営を移譲した親等が市税を滞納していないこと。
- (6) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1による資金の交付を受けていない者
- (7) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1又は別記2による資金の交付を受けていない者
- (8) 八幡平市新規就農者等支援事業補助金交付要綱（平成21年八幡平市告示第146号）による補助金の交付を受けていない者
- (9) 申請日から3年間、営農を継続すること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、50万円とする。

2 支援金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、八幡平市親元就農支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 申請者調書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の請求)

第6条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、速やかに、八幡平市親元就農支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(営農状況の報告)

第7条 支援金の交付を受けた者は、交付の翌年度から起算して3年間、毎年7月末日までに前年の営農状況に係る営農状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第9号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、支援金の交付があつた後においても適用する。

(支援金の返還)

第9条 交付決定者は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、市長の命ずるところにより支援金を返還しなければならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、支援事業の適正を期するため必要があると認めるときは、支援事業者に対し報告させ、又は担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の保管)

第11条 支援事業者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を支援事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

八幡平市長 様

申請者 住 所
氏 名

八幡平市親元就農支援金交付申請書

八幡平市親元就農支援金の交付を受けたいので、八幡平市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 支援金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 申請者調書（様式第3号）

1. 就農者

フリガナ 氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
継承年月日	年 月 日
継承時の年齢	歳

2. 継承元農家

フリガナ 氏 名	
住 所	
就農者との続柄	
主要品目	
特記事項	

3. 営農計画

営 農 類 型					
経 営 規 模		作 目 名	継 承 時		3年後の目標
所 得 目 標		農 業 所 得	千円		千円
農 業 労 働 力	氏 名	年 齢	続 柄	年間農業従事日数(日)	
			本人	継 承 時	3年後の目標
家族経営協定の締結(計画)の有無				有(年 月) ・ 無	

添付書類

- 別添1 経営を継承した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 別添2 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添3 就農者の通帳の写し
- 別添4 農産物等の売上及び経費の支出等の経営に係る収支を自らの名義で行っていることを証明する書類（農産物等の出荷伝票の写し等）
- 別添5 就農者本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

様式第3号（第5条関係）

申 請 者 調 書

ふりがな 氏 名				年 齢	歳	
				生 年 月 日	年 月 日生	
住 所		〒		電 話 番 号	()	
				健 康 状 態		
	職 歴	年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
		年 月～				
	研 修 歴	年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
	組 織 活 動 歴	年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
		年 月～ 年 月				
		年 月～				
	家 族 構 成	続 柄	氏 名	年 齢	農業従事状況	備考(職業)
経 営 土 地 面 積		作物(面積)		家畜(頭数)	農業施設規模	農機具(台数)
田		a	a			
畑	普通畑	a	a			
	果樹園	a	a			
		a	a			
		a	a			
計		a	a			

年 月 日

八幡平市長 様

申請者 住所

氏名

印

八幡平市親元就農支援金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で交付決定があった支援金について、八幡平市補助金等交付規則第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 支援金交付決定額 円

2 支援金交付請求額 円

3 振込先口座

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座・()		

様式第5号（第7条関係）

営農状況報告書（ 年目）

年 月 日

八幡平市長 様

住 所
氏 名

八幡平市親元就農支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			
農業 労働力	氏 名	年齢・続柄等	農業従事日数
		本人	

2 経営規模の報告

経営耕地	区 分	面積（a）
	所有地	
	借入地	

3 今期の営農状況及び計画達成に向けた今後の課題

【今期の営農状況】

【今後の課題】

添付書類

- （１） 収支決算書の写し
- （２） 確定申告書控えの写し
- （３） 就農者の通帳の写し
- （４） 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧（２回目以降の報告の際は内容に変更がない場合に限り添付を省略することができる。）